

第百七十四回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 四 号

平成二十二年二月二十四日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 藤村 修君

理事 青木 愛君 理事 石森 久嗣君

理事 内山 晃君 理事 黒田 雄君

理事 中根 康浩君 理事 古屋 範子君

理事 相原 史乃君 理事 磯谷香代子君

理事 大西 健介君 理事 岡本 英子君

理事 菊田真紀子君 理事 郡 和子君

理事 齊藤 進君 理事 園田 康博君

理事 田名部匡代君 理事 田中美絵子君

理事 長尾 敬君 理事 仁木 博文君

理事 初鹿 明博君 理事 樋口 俊一君

理事 福田衣里子君 理事 藤田 一枝君

理事 細川 律夫君 理事 三宅 雪子君

理事 宮崎 岳志君 理事 室井 秀子君

理事 山口 和之君 理事 山崎 摩耶君

理事 山井 和則君 理事 坂口 力君

理事 高橋千鶴子君 理事 阿部 知子君

理事 柿澤 未途君

厚生労働大臣 長妻 昭君

文部科学副大臣 鈴木 寛君

厚生労働副大臣 細川 律夫君

厚生労働副大臣 長浜 博行君

厚生労働大臣政務官 山井 和則君

厚生労働大臣政務官 足立 信也君

厚生労働委員会専門員 佐藤 治君

委員の異動

二月二十四日

辞任

水野 智彦君

江田 憲司君

補欠選任

磯谷香代子君

柿澤 未途君

同日

辞任

磯谷香代子君

柿澤 未途君

補欠選任

水野 智彦君

江田 憲司君

二月二十三日

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案(内閣提出第六号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案(内閣提出第六号)

○藤村委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、自由民主党・改革クラブ所属委員に対し御出席を要請いたしました。御出席が得られません。

再度理事をして御出席を要請いたしますので、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

(速記中止)

○藤村委員長 速記を起してください。

理事をして再度御出席を要請いたしましたが、自由民主党・改革クラブ所属委員の御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

内閣提出、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。長妻厚生労働大臣。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○長妻国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するために、子供を養育している方に対し、子供一人につき月額一万三千円の平成二十二年分の子ども手当を支給することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、子ども手当の支給についてであります。子ども手当は、中学校修了前の子供を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母である等の支給要件に該当する方に支給するものであり、その額は、一カ月につき、子供の数に一万三千円を乗じた額としております。

また、市町村長は、受給資格等について認定をし、子ども手当を支給することとしており、その支払いは、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月及び六月としております。

第二に、子ども手当の費用についてであります。子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は、児童手当法の規定に基づき、国、地方自治体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については、全額を国が負担することとしております。

なお、公務員に係る子ども手当の支給に要する費用については、全額所屬庁が負担することとしております。

このほか、子ども手当について、差し押さえ禁止等の受給権の保護や公租公課の禁止を定めるとともに、子ども手当を市町村に寄附することができ

る仕組みを設けることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十二年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○藤村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○藤村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。相原史乃君。

○相原委員 民主党・無所属クラブの相原史乃でございます。

生まれて初めての委員会質問となります。トッパッターで緊張しておりますが、一生懸命質問させていただきますので、よろしく願いたします。

さて、昨年の決着の夏の総選挙で、私たち民主党は、一つ一つの生命を大切に、国民の生活が第一の政治実現を国民の皆様から御支持をいただき、歴史的な政権交代を実現させることができました。その際に、最重要政策として掲げたのが子ども手当です。

これまで私たち民主党は、人重視のさまざまな政策提言を積み重ねてまいりましたが、子供政策については、その根本に置いてきたのがチャイルド・ファースト、子供第一という考え方です。子供自身が育つことを応援し、子供も大人も高齢者も、はぐくみ合うことを通じて育ち続けることを社会全体で応援していこうということが大切であると思っております。

今の日本において、少子化、超高齢化、シング

ル化に伴う人口減少ほど深刻な問題はありませ
ん。鳩山内閣における子育て政策としては、
子ども手当とともに、保育所の整備などの保
サービス、そして仕事と生活の調和であるワー
ライフ・バランスの三本の柱があると思います。
これらの総合的な子育て支援において緊急に必要
な措置として、まずは国民の皆様に子ども手当を
支給させていただくことを何よりも優先するべき
であるとお考えから、法案が提出されたものと
理解しております。

長妻大臣の所信表明にありましたように、子
ども手当は、結果として、少子化の流れを変え、子
供の健やかな育ちの確保や子供の貧困率の削減な
どにつなげる重層的なねらいがある政策であると
考えています。こうした視点を踏まえ、この子ど
も手当法案が持つ歴史的意義について、長妻大臣
の所見をお伺いしたいと思います。

○長妻国務大臣 私、生まれて初めて質問した
相手は一生忘れないと思いますので、本当に全力
で答弁をさせていただきます。

相原委員におかれましては、経営者としてい
ろいろ行政の理不尽さを御経験されたということ
で、今後とも御指導賜りたいと思います。

所信表明の演説等々、きのうの本会議でも申し
上げましたけれども、やはり今まで子育てに対す
る予算というのは、どうしても後回しにされがち
というのか、今までも公明党中心の努力で児童手当
というのがございましたけれども、それでもまだ、
先進諸国に比べると、GDPの比率で子育てにか
ける予算が低いということがございました。何し
ろ、これが今は重要だといういろいろな懸案があ
る中で、子供の育ちというのは将来の話も含まれ
ておりますので、後回しにされがちでしたけれど
も、政権交代を機に、今回、思い切った政策とい
うことで打ち出しているところであります。

社会全体で子供の育ちを応援していくという趣
旨がまず大前提にあり、そして具体的には、控除
から手当へと考える方も根底にございまして、
高額所得者に有利になりがかった控除ではなく

て、的確に必要な方に多くのお金が届く手当とい
う考え方のもと、結果として少子化の流れを変え
られればありがたい。二〇五五年には人口は九千
万人を切って、大変な社会になるというのが目に
見えている。今まで政治が大きな政策で流れを変
えるメッセージが出ていなかったんではないかと
いうこともございまして、あとは、結果として、
子供の教育の質も上げられるんではないか、生活
の質も上げられるんではないかというようなこと
も考えているところであります。

いずれにしても、今回の経費、少なくない
経費でございしますが、未来への投資という発想で、
本当に日本国で生き生きと暮らしていたく若い
力を伸ばしていくという政策であります。

○相原委員 長妻大臣、ありがとうございます。
少し重なりますが、次に、長浜副大臣にお聞き
いたします。

子ども手当の導入により、今まではある一定の
条件を満たすことで対象となる所得控除から、す
べての子供を対象に支給される手当へと政策がシ
フトされることになりました。これはどのような目
的のもとに行われ、どのような効果を期待されて
いらつしやるのでしょうか。

○長浜副大臣 社会的弱者あるいは福祉の問題に
大変造詣の深い相原さんから御質問をいただきま
した。この子ども手当の法案を作成する過程の中
において、初当選された相原さんからもいろいろ
のアドバイスをいただきましたながらつくってまい
ったところでございます。

今御質問にあった部分というのは、私も税調の
メンバーでありますので、いらつしやる皆様方も
インターネットを通じて税制の議論をござらん
になった方も多いと思いますけれども、控除とそれ
から手当の問題だというふうに認識をします。

日本は累進課税で所得税を課しておりますか
ら、ある一定金額を仮に控除する、所得から控除
する所得控除を使う場合には、比較する場合には、
高所得の方が、メリットといえますか、非常

に恩恵を受ける部分が多いというふうに思われる
わけでございます。民主党の政策の中におい
ても、控除から手当へという流れの中においては、
より効果的に社会的な弱者の方々に対しての手当
を、まさに手当を施すという意味においては、控
除から所得へ、こういう政策シフトの中において
は大変大きな効果があるというふうに認識をいた
しております。

算において地方公共団体のシステム経費を措置す
るとともに、既存の児童手当受給者は申請を免除
するなどの経過措置を講じ、地方の業務負担の軽
減にも配慮しているところでございます。

○相原委員 ありがとうございます。

次に、山井政務官に幾つかお聞きいたします。
このたびの子ども手当は、従来からある児童手
当制度の仕組みを残し、これを生かす形で実施す
る予定であると聞いています。なぜすべて新たな
制度で実施しないのか、既存の制度を使う理由は
どこにあるのか、国民にはややわかりにくい点が
あるかもしれません。

引き続き、御質問させていただきます。
従来からある児童手当では、親のない子供や虐
待を受けて施設に入所している子供たちは支給対
象ではありませんでした。今回、子ども手当を導
入することによって、これらの子供たちに対して
何らかの措置はとられるのでしょうか。これまで
も国会で何度か議論がありましたが、これは重要
な点だと考えておりますので、再度確認させてい
たきます。

○山井大臣政務官 相原委員にお答えを申し上げ
ます。

まさに児童手当では、親のない子供たち、施設
に入っている子供たち、約五千人、あるいはそれ
以上と推定をされておりますが、その方々には児
童手当は出ませんでした。それはやはり、すべて
の子供を支援するという観点から問題ではないか
ということ、厚生労働省としても検討しており
ましたが、先日の政策会議におきまして、相原
委員の方から強く、やはり最も社会の支援を必要
としている親のない子供たちに、ぜひ子ども手当
あるいはそれに準ずる形で支援をしてほしいとい
う強い強い御指摘、そして要望をいただきました。
あの政策会議での多くの民主党議員の方々の声
も踏まえて、今回は、平成二十一年度においては、
施行までの期間や市町村の事務負担等も考慮すれ
ば、子供を保護し、見守り、監護する方に手当を
支給するという現在の支給要件を法律上変更する
というところは、児童手当とまざった法案でありま
すので困難であります。

この子ども手当は私たちのマニフェストの大き
な目玉でありまして、やはり待ち望んでおられる
方々が多いということで、何が何でも六月からは
支給したいというふうに考えておりました。しか
し、今までは児童手当という制度がありましたも
ので、総務省や、まさにこれを実施してくださる
市町村との議論の中で、今年度は児童手当
という制度を残すということになりました。

このため、別途、例えば安心子ども基金の活用
により、施設内の親がない子供などについて、
施設に対し、子ども手当相当額が行き渡るような
措置について検討しているところでありまして、
平成二十三年以降の取り扱いについては、制度

しかし、一番重要なのは、これはやはり、過去
の児童手当の制度変更のときにも支給が間に合わ
ないということがありましたから、この児童手当
法を残すということによって六月実施が困難に
なったためです。今回は市町村の事務に配
慮をして、とにかく事務負担の観点から、一括し
て一万三千円を子ども手当として支給するという
ことに、そして、平成二十一年度の第二次補正予

算において地方公共団体のシステム経費を措置す
るとともに、既存の児童手当受給者は申請を免除
するなどの経過措置を講じ、地方の業務負担の軽
減にも配慮しているところでございます。

引き続き、御質問させていただきます。
従来からある児童手当では、親のない子供や虐
待を受けて施設に入所している子供たちは支給対
象ではありませんでした。今回、子ども手当を導
入することによって、これらの子供たちに対して
何らかの措置はとられるのでしょうか。これまで
も国会で何度か議論がありましたが、これは重要
な点だと考えておりますので、再度確認させてい
たきます。

のあり方の検討の中で、子ども手当の恩恵が行き渡るような子ども手当制度における対応を検討してまいりたいと思っております。

○相原委員 ありがとうございます。

改めまして、私も精いっぱいこの件は頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、国家公務員の世帯に対する給付の実施につきまして伺います。

子ども手当の給付に関しては、原則として市町村が担うこととなっておりますが、法案では、国家公務員の子供たちについては、市町村ではなく、所属省庁より子ども手当が支給されると定められているものと認識しております。なぜそのような違いが出てくるのか、理由をお聞かせください。

○山井大臣政務官 相原委員にお答えを申し上げます。

現行の児童手当に関してもこれは同じであります。所屬庁において処理する方が、市町村の事務が簡素化し、諸手続や支給事務に関する実務上の便益があること、また、年金制度などほかの社会保障制度においても例があること、何よりも市町村の事務の軽減ということで、今、児童手当に關してはそうなっております。

平成二十二年度の子ども手当においても、現行制度から円滑に移行を図るために、市町村の事務負担等にかんがみ、従来と同様に、所屬庁において行うこととしたところであります。

○相原委員 ありがとうございます。

子ども手当が支給されても、結局貯蓄に回るのはないかと批判する方がいらつしやいます。実際、日本の貯蓄率は、一九九二年に一四・六％で、先進国中、比較的上位でしたが、最新のデータである二〇〇八年には三・六％となり、アメリカ並みの低い貯蓄率にとどまっている現状では、将来への不安から、まずは子供の将来のための貯蓄をしようとする世帯があったとしても不思議ではありません。

しかし、今後、政府・民主党の政策が実現し、

高校無償化や大学奨学金の充実が図られれば、将来の不安も解消され、貯蓄に回ることなく、直接的に子供の育ちのために使われるようになるのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

○山井大臣政務官 御指摘のように、今回の子ども手当が貯蓄に回ったり、あるいはほかの、子供以外の趣旨に使われないようにする、これは非常に重要なことだと思っております。

そのために、今回、子ども手当法案においては、受給者の責務として、手当の支給の趣旨に従って子ども手当を用いなければならないことを定めておりますし、地方公共団体とも連携を図りながら、その趣旨の徹底に努力をせねばならないと思っております。

さらに、相原委員がおっしゃいますように、やはりこれは、予算がしっかりと四月までに成立すれば、四月から、この子ども手当、十年ぶりの診療報酬のプラス改定、高校授業料実質無償化等、必ず景気も上向いていくと思っております。そうすれば、ますます子供の育ちが総合的に応援できると考えております。

○相原委員 さらに伺います。

子ども手当の本来の趣旨について、もともと国民の皆様にはアピールをして、給付されるお金は子供の健やかな育ちのために使うものであるということをお伝えし、理解していただかなければならないと考えますが、子ども手当に関する啓発活動について、具体策、もしくは個人的なアイデアでも結構ですので、お示しいただきたいと思っております。

○山井大臣政務官 先ほども答弁しましたように、法案に明記しておりますと同時に、地方公共団体との連携を図っていききたいというふうに思っておりますが、ここは、長妻大臣がイクメン、カジメンというこのPRに努めておりまして、やはり、お父さん、お母さん含め、社会全体で子育てをやっていくということをおっしゃっていただければ、このことに関しては、長妻大臣を先頭に、精いっぱいPRしていきたいと思っております。

○相原委員 ありがとうございます。

ことしの一月二十九日に、「子どもの笑顔がふれる社会のために」と題された子ども・子育てビジョンが策定されました。これは、政府が少子化社会対策基本法に基づき、二〇一〇年から向こう五年間の包括的な施策をまとめたものです。しっかりと理念を打ち出し、政策四本柱と十二の主要施策を掲げた、非常に意欲的ですが、いものではないと思っております。まともな関係者の皆様は敬意を表したいと思います。

ビジョンには、現在では七十九万人とされる延長保育を受けている子供たちを、平成二十六年には九十六万人とするなどの数値目標が掲げられていますが、これらの数値目標はどのように設定されたのでしょうか。算出根拠につきまして御説明いただきたいと思います。

○山井大臣政務官 相原委員にお答え申し上げます。

今回の子ども・子育てビジョンというのはまさに画期的なものであると思っております。その理由は、すべての市町村において子育て世帯を対象としたニーズの調査を行いまして、それにより把握したニーズ量そのものを計画的に実現することを基本に数値目標を設定しました。

また、このニーズにおいても、単に既に顕在化している待機児童の解消を目標とすることだけではなく、今後女性の就業率がどんどん上昇していくことに対応できるように、潜在的な需要をニーズ調査で把握して、意欲的な数値目標を設定したところでございます。

○相原委員 積極的な数値目標を掲げられたことに對しまして、高く評価する声を私も伺っております。重要なことは、それを達成することであると思っております。それぞれの目標達成に向けた長妻大臣の御決意のほどをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○長妻国務大臣 今回、今後五年間に向けた子育てビジョンというのを発表いたしましたけれども、抽象的な話ではなくて、具体的に数多くの数

値目標を、一つ一つは申し上げませんけれども、設定をいたしました。それについて、今、厚生労働省内で、五年後を見据えた具体的なプランづくりを進めておりますので、何としてもこの目標を達成するべく努力をしていきたいというふうに考えております。

○相原委員 ありがとうございます。

子ども・子育てビジョンでは、保育所の受け入れ児童数を毎年五万人ずつ増加していくこととしており、質の高い保育士の確保が必要であると認識しております。そのためには保育士の処遇向上が必要であると考えますが、具体的につきまして御説明いただければと思います。

○長妻国務大臣 保育士の処遇向上ということでございますけれども、今、いろいろな施策に取り組む、特に地方自治体が、保育所の運営経費を国の補助も入れて賄っていたというところで、延長保育とか病児あるいは病後児保育について、やはり保育士さんがきちっと報酬が得られるような、そういう体制を整備するとともに、職業訓練でも、保育士さんの資格を取るための職業訓練のコースというものが充実をさせておりますので、そういう意味では、質も高め、そして労働が集中しないように保育士さんの数もふやしていくというふうな形で、その支援も必要だというふうに考えております。

○相原委員 ありがとうございます。

政府は、社会全体で子育てを支えることにより個人の希望の実現を図ろうという理想を掲げ、子ども手当を創設しようとしています。子ども手当は、従来のいわゆる少子化対策から新しい子ども・子育て支援へと切り替える第一歩の大きな切り札であると考えます。

しかしながら、国民の皆様の貴重な税金を大規模に投入するものでありますので、その政策効果についてしっかりと検証していく必要があると考えます。世論調査等により実態を把握し、しっかりと検証していくことを強くお願いしたいと思います。

また、長妻大臣は、子ども手当、保育サービス、そしてワーク・ライフ・バランスの三つが子育て政策における三本の柱であるとおっしゃっており、ますが、私も、ワーク・ライフ・バランスは一人一人の幸せの実現のために本当に重要であると考えております。ワーク・ライフ・バランスの実現のためには何が必要であるとお考えでしょうか。具体的政策、個人的な見解でも結構ですので、長妻大臣からお聞かせ願えればと思います。

○長妻国務大臣 まず、前段のお話でございますけれども、この子ども手当が平成二十二年度支給された後、具体的にどういう使われ方が多かったのか、あるいはどういう効果があつたのか、一年間だけではなかなかわかりづらい部分もございますけれども、それをさきと検証していこうというところは我々も考えているところであります。

そして、三つということで、現金支給と、保育所整備などの現物支給とワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和ということでございますけれども、統計データを見ると、六歳未満の子供がいる夫の家事の時間ということで、日本は一日一時間、アメリカ三時間、イギリス約三時間弱、フランス二時間半、ノルウェー三時間ちょっとというところで、これは私も、自分のことを棚に上げて、余り家事、育児を手伝ってこない方でした。これは本当に今、反省をしているところであります。

そういう意味では、育児をする男性、イクメン、あるいは家事をする男性、カジメンというような、やはりその意識を持っていただきたいということ、を、みずからの反省も込めて申し上げているところです。

ただ、そういうことを思っても、具体的に、やはり仕事に忙しかつたりいろいろな事情でできないということがありますので、我々としては、この六の三十日から、企業に対するいろいろなルールが変わります。一つは、三歳までの子を持つ労働者に対する短時間勤務制度というのを義務化したことです。これについては、八時間労働ということですが、三歳以下のお子さんを持つ

ている働く方に対しては、例えば短い労働時間というのを認める、こういう制度を義務として入れてくださいということが始まりますし、あるいは、今までの、育児休業を取得する場合の休業期間を延長していくということで、通称パパ・ママ育休プラスと言っているんですけれども、そういう措置も入れます。

ただし、百人以下の企業はなかなか厳しいというところで、それは二年間猶予をいたしますけれども、そうでない百人以上の企業はことしの六月三十日から今の施策を実施して、できるだけほかの国に劣らないような、そういう育児に対しての男性の協力ということも我々は体制を整備しようというふうに考えております。

○相原委員 ありがとうございます。

子ども手当の理念や実施に当たった疑問点などについて御質問させていただきましたが、大変わかりやすく丁寧に御答弁いただきました。ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、田中美絵子君。

○田中美委員 民主党・無所属クラブの田中美絵子でございます。

本日は、民主党マニフェストのまさに一丁目一番地でございます子ども手当法案につきまして質疑に立たせていただき、光栄に存じます。

昨年の夏の総選挙の前から、そして当選後の今日に至るまで、地元から、たくさんの方から、子ども手当を一日も早く実現していただきたい、そのような声をたくさん聞いてまいりました。

子ども手当を国会に提出していただき、そして本日の委員会質疑を迎えるまでの大臣以下厚生労働省の皆様方の御苦労に、心から敬意を表する次第でございます。

当選したての身でございますので甚だ僭越ではございますが、幾つかの質問をさせていただきます。どうぞよろしく願ひいたします。

では、子ども手当法案につきまして、まず総論的な事柄について伺います。

最初は、法案の趣旨についてでございます。法

案の第一条に、この法律の趣旨とし、「子どもの健康やかな育ちを支援する」とあります。この子供の健康やかな育ちとはどのような概念でしょうか。法律に使うのは初めての文言と伺いますので、大臣にお願いいたしますが、言葉の定義をお教えください。

○長妻国務大臣 お答えをいたします。

子供の健康やかな育ちというのはどういうような定義かということでございますけれども、これは、御存じのように、日本の国の子育てにかける予算というのは、先進国に比べますと、GDP比でいいますと最も低い国の一つだということであります。当然、お子様の育ちという意味では、現金の支給以外の施策も重要でありますけれども、まず、この子ども手当については、子供の健康やかな育ちということ、お子さんを育てる経費を社会全体で見ているというのが一つの中核であります。

それが結果的に少子化の流れを変え、あるいはお子様の教育の質、生活の質を上げていく等々に結びつく。あるいは、子供の貧困率というの、我々見ておりますけれども、これも先進国で非常に高い部類に入りますので、結果としてその貧困率が下がる、改善できるというようにことを考えているところでありまして、子供の健康やかな育ちというのは、子供の生活、教育の質を上げるための金銭給付という側面もあるわけでありまして。

○田中美委員 ありがとうございます。子ども手当の精神がよくわかりました。

さて、この子ども手当に対しては、子供に関する出費に使うとは限らないとか所得制限がないという点から、ばらまき政策だという批判がされております。

これについては政府側からいろいろ答弁もされておりますが、私は、外国の類似の制度はどうなっているのかと思ひまして、資料を取り寄せました。お手元の資料集の一枚目が児童手当の所得制限に関する諸外国の例、そして、二枚目が児童手当の趣旨や使い道に関する諸外国の法律の規定について調べたものでございます。

これを見ますと、どの国も児童手当に所得制限はありませんし、使い道について制約するような法律の規定もないようでございます。

山井政務官に伺いますが、所得制限は、子ども手当制度の先導諸国では所得制限がない、また、使い道について制約する法律の規定もないという理解でよろしいでしょうか。御確認をお願いします。

○山井大臣政務官 田中委員にお答え申し上げます。

田中委員御指摘のように、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンにおいては、所得制限は設けられておらず、また、厚生労働省で調べた限りでは、手当の使途についての規定も特段設けられていないものと承知しております。

そして、今回の法案でも所得制限は設けておりませんし、私たちの考え方としては、そういう所得制限等に関しては、高額所得者の方に関しては、控除から手当へという考え方や税制の方でやっていくべきだというふうに考えております。

○田中美委員 そうすると、子ども手当のいわば国際基準からしても、私たちの子ども手当はばらまきなんかではないと胸を張ってよろしいかと思ひますが、山井政務官、いかがでしょうか。

○山井大臣政務官 確かに、今御指摘いただきましたように、所得制限を設けない、使途を制限しないということに関しては、まさに先進国の流れでありますし、また、今回の法案の中では、子供の育ちという趣旨で利用してもらえようという、そういう規定は入れさせていただいております。

○田中美委員 このようなすばらしい子ども手当ですから、しっかりと広報していただきたいと思ひます。

先ほど大臣から御答弁のありましたように、子ども手当は、単に所得保障ということだけではなく、手当がもらえる方ももらえない方も、子供は社会の希望であり未来の力だと意識を持っていた、いわば国民の皆さんの意識を変えていく、それが子ども手当の趣旨と思われまして、その

趣旨がわかりやすい形で広報されるようにしていただきたいと思います。

そして、政府広報とか市町村の広報も結構ですが、お役所の文書は敬遠されがちですから、テレビCM、大臣も出演していただいて、こどもの日あたりに流すというようなことも検討していただけないかと思いますが、テレビCMについて、大臣、いかがでしょうか。

○長妻国務大臣 今おっしゃられた趣旨は本当に重要だと思いますのは、当然、お子さんを持つておられて支給対象になる方に対するきちつとした広報というのは重要であるとともに、私がさらに重要だと思うのは、お子さんがおられない、あるいはその対象年齢から外れた御家庭に対して、これは税金でやる施策でありますので、こういう意義で、こういう趣旨で我々は考えている、御協力、御理解をいただきたいということも非常に重要である。未来への投資というような趣旨をきちつとお伝えするというのが重要だと思います。

テレビCMということでもありますけれども、私も詳しくありませんが、何秒か流れるだけで莫大なお金がかかる。これを税金でやるということになると、それが適正なのかどうかということ、テレビCMはお金がかかり過ぎるとすれば、それ以外の手段を使ったり、私が通常の記者会見等々を利用して、できるだけ同じメッセージを繰り返して繰り返して申し上げていく。この前も保育所にお邪魔をしてお母様方の御意見を聞いて、そういうことがありがたいことに報道もされておりますので、あらゆる機会を使つて、なるべくコストが安く、しかも的確に届くような広報というのも考えていきたいと思っています。

○田中(美)委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

では、以上で総論的なことを終えまして、各論的なこと、子ども手当に伴う地方自治体の事務について伺つてまいりたいと思います。

まず、地方自治体には子ども手当の支給のためにさまざまな事務をお願いすることになります

が、地方交付税の不交付団体も含めて、児童手当制度における負担に加えて新たな負担は生じないのでしょうか。長浜副大臣にお伺ひします。

○長浜副大臣 今御質問の点が、地方の首長さんにとつては、あるいは議員の皆様方にとつても、大変重大な関心が寄せられていたテーマだということに思つております。

御地元を持たれている委員の皆様方におかれましては、趣旨は、今大臣が御説明を申し上げたようにすればいい趣旨であつても、地方にどのぐらい負担、しわ寄せが来るのかということも随分この策定過程の中においてもお問い合わせいただきましたし、地方六団体の長の皆様方ともお話し合ひを続けてきたところでございます。

二十二年度においては、御承知のように、児童手当という形においては、国、地方、事業主の負担を残し、それ以外のものに関しては国が負担をするというスキームで組み立てられていくところでございます。

その地方公共団体の負担については、先ほど来の御質問にもありましたように、所属庁の負担となる地方公務員分を含めると、平成二十二年度予算ベースで六千三百三十八億円になると思いますが、地方公共団体の負担が実質的には増加をしないように、二十二年度当初予算関連法案としても用意をされている地方交付税法の一部を改正する法律案という手法を使いまして地方特例交付金による措置をしておりますので、実質的に地方に御負担がかからない、こういう形にいたしている次第でございます。

○田中(美)委員 ありがとうございます。次に、地方自治体への子ども手当の制度の周知についてでございます。

子ども手当法案の条文を拝見いたしますと、都道府県や市町村に新たな負担は生じないとしても、さまざまな事務が生じるわけでございます。私の地元の市議会議員の方、県会議員の方々は、一日も早く子ども手当の制度の全体像を知りたいということに心配をされている方もいらっしゃる

ます。また、六月支給が間に合うのかという声もあるようでございます。

既に、去る一月十八日には、都道府県の部長クラスの方を集めて、こうした冊子によりまして説明会を厚生労働省で行われているとも伺います。今後、どのようなスケジュールで地方自治体への制度の周知を図っていくのか。また、その過程では、大臣が先ほどおっしゃつた子ども手当の趣旨が地方自治体の職員の方にも十分御理解いただけるように、通知などもわかりやすくしていただきたいと思います。今後の方針について大臣に伺います。

○長妻国務大臣 今御指摘いただいたとおり、この子ども手当の趣旨、理念というのは、お役所言葉で文書を発するだけではなくて、きちつとその哲学というのにも明記をしていく必要があるというふうに思います。

今あるいろいろな会議をやつていくというお話をいただきました。我々も、補正予算でシステム関連経費を計上させていただくと同時に、またあした、二月二十五日にも、全国の児童福祉主管課長会議ということで、四十七都道府県と政令指定都市の担当する課長さんに、大変御足労ですが、これも集まつていただいて、そこで十分詳細を御説明しようということを考えておりまして、怠りなきよう取り組むつもりでございます。

○田中(美)委員 御答弁ありがとうございます。

六月支給がきちんとできますよう、地方自治体の皆さんにはスピーディーに、かつ、わかりやすい制度の御案内をよろしくお願ひいたします。

では、次に、子ども手当に関する今後の課題といたしまして、子ども手当に関する今後の課題といたしまして、子ども手当に関する今後の課題といたしまして、

子ども手当につきましては、民主党のマニフェストでは、来年度は半額支給、平成二十三年年度からは全額支給ということですから、その財源をどうするのかということへの検討、制度設計を急がなければならぬと思います。

ここで、その制度設計の参考にすべき事例として、お手元の資料の三枚目でございますが、連合

さんが提案している子育て基金を御紹介したいと思います。

この子育て基金は、昨日の本会議で大臣が御紹介されていたフランスの全国家族手当金庫を参考にしたものと同じですが、まず、大臣は、この連合さんの子育て基金をどのように評価なさいますでしょうか。

○長妻国務大臣 これについては、今おっしゃられた海外の事例も参考にこれを立案されたんだと思います。確かに、この資料などを見ますと、出産手当、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、病児・病後児保育、一時預かり、保育ママ、児童手当、児童扶養手当等々いろいろ施策がある中で、それぞれ、財源、負担等が事細かに分立しているというのを一つに束ねていくという発想だというふうに思います。

我々も、四大臣合意をいたしました合意書にもございますけれども、平成二十三年年度的全額実施に向けた財源の検討ということが非常に大きな課題となつていくので、いろいろな知恵を出す中で、こういうものも含めた検討というのが必要になると思います。直ちにこれが今いいというように判断をしているわけではありませんけれども、広く、やはりどういふ負担、あるいはどういふ財源が重要なのかという議論は精力的にしていきたいと思います。

○田中(美)委員 ありがとうございます。

こうした連合さんの子育て基金も参考にさせていただきながら万全の制度設計をしていただき、平成二十三年年度にはぜひとも子ども手当の全額支給を実現していただきたいのですが、改めて大臣の御決意を伺いたしたいと思います。

○長妻国務大臣 今は平成二十二年年度の予算の審議というのをお願いしているところでありますけれども、その次の平成二十三年年度の予算の審議というのはまだ先であります。その予算編成の中で、準備期間をきちつととつて、四大臣含めて本当に知恵を出し合つて、平成二十三年年度から二万六千円の満額支給を実施するというようなこと

で、全力で取り組むということであります。

○田中(美)委員 頼もしい御決意を聞かせていただきました。本当にありがとうございます。

では次に、子供たちの未来を考えると、趣旨で、年金の運用について少し伺います。

まず、平成十三年度から公的年金の積立金の自主運用というものが始まっております。お手元の資料の四枚目でございますが、過去八年間の収益率平均は一・〇七％ということでございます。その期間で、国債による運用は一・二二％、国債以外は〇・六三％の収益率ということで、国債の収益率がいいんですね。これはかなり問題ではないかというふうに思います。

平成十三年度から公的年金資金の自主運用が始まったわけでございますが、その以前は基本的に年金資金は国債で運用してきた。そのまゝ国債で運用していれば平均一・二二％の収益があったのに、自主運用ということで株式や外国債券で運用し、手数料も二百八十八億円支払ったのに、国債を下回る収益しか上げられていないということでございます。

こうした運用の実態をかんがえますと、年金をもっとハイリスク・ハイリターンに運用した方がいいという意見もあるようですが、子供たちの未来ということを考えますと、もっと堅実な年金運用をしていただいた方がいいようにも思います。この点、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○長妻国務大臣 今の配付いただいた資料でございますけれども、平成十三年度から二十年度、国債以外の利率が低いということで、これは御存じのように、リーマン・ショック以来の株の暴落に基づいたものであるというふうに考えております。

ただ、今もいろいろな議論があるというのは承知しておりますけれども、アメリカなどを見ると、あれだけ資本主義が行き渡る国ですら年金積立金は全額国債で運用している、こういうような取り決めがあるということでありまして、日本の場合も、かなり多くの部分は国債で運用しております。

国家公務員や地方公務員の共済の積立金は、国民年金、厚生年金の株の運用比率よりもさらに低く、株の運用の比率を下げていられるんですね。そういう意味では安全運用ということでもあります。

このお金というのは、投資をしてふやしてほしいということで預かるほかのファンドとは違いまして、国民の義務として、国が保険料をいただいで、老後のためという事でいただいておりますので、最低限の利回りは確保するという事は必要でありますけれども、慎重にその運用については考えていくということが基本的な姿勢だと思っております。

○田中(美)委員 ありがとうございます。ぜひ、子供たちの未来のために、年金は確実に、堅実に運用していただきますようお願い申し上げます。さて、いろいろ伺ってまいりましたが、そろそろ時間となりましたので、結びとさせていただきます。

子供たちの笑顔があふれる社会にしようというこの子ども手当法案でございますので、一日も早い成立のため、大臣以下厚生労働省の皆様には、健康にも気をつけていただいて、ぜひとも頑張ってくださいだと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、仁木博文君。

○仁木委員 民主党・無所属クラブの仁木博文でございます。

初めての質問でございますが、一生懸命頑張らせていただきます。まさに初めて手術場で執刀するときと比べると、まだ上がっていませんが、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

さて、私は、今まで医師として医療の現場にいらして、特に千例を超えるお産を担当してまいりました。今回、民主党の子ども・子育てビジョン、まさに生まれてきた命、子供を社会が一生懸命育てていく、すばらしいメニューが出ておりますが、

私は、このことに関しまして、生まれてくる前の命についても考えてみたいと思っております。

お産というのは、安産もあれば難産もありまして、二日を超える痛みをこらえて、そして生まれてきた赤ちゃんを抱き締める母親を見る、この場面というのは本当に感動することがございますが、一方、例えば二〇〇年には百九十九万人の出生がありましたが、しかし、片や、三十四万件、四・五人の妊娠に対しまして一例の中絶があるというふうな背景があります。

母体保護法のもと、さまざまな理由があり、仕方なく妊娠を放棄せざるを得なくなった現実はあると思っておりますけれども、医療の現場でこういったことを特に既婚者で多く目の当たりにしましたので、今回の子ども手当というのは、経済的なことで、こういった本来なら生まれてくる命が生まれてくる原動力にもなるのではないかと、いう形で、本当に期待している一人でございます。

折しも、鳩山総理もあの施政方針演説の中で、二十四回も命という言葉を使われました。そういった命を大切に政治をやる意味で、長妻大臣、今の、この世に生まれない形である命、そういう現場のことをお知りになって、そしてまた、今回のそういった背景が、経済的な理由でなされているということも踏まえて、御所見の方をいただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○長妻国務大臣 本当に、お産の現場で、まさに少子高齢社会の守り手というか、御活躍され、実証に基づいた御指摘をいただきました。本当に、この世に誕生する命の前に、誕生しない命が何十万もいらつしやるということについて、子ども手当等を含めた子育ての総合的な応援施策、社会全体で応援をするという考え方が浸透して、そういう方々も御理解が進むということが一番の願いであるわけでありまして、この子ども手当についても、先ほども広報の話がありましたけれども、積極的なアピールを引き続きしていきたい。アンケートをとりますと、お子さんは何人欲しいですかというのと、やはり二人以上という方が多いんですが、現実には、一・何人というか、一人という方が多い。その理由を聞くと、やはり社会的な理由や経済的な理由等々が多いわけでありまして、その障害を少しでも除去するという事、この子ども手当が資するということに我々は考えております。

○仁木委員 ありがとうございます。

まさに、私も、子ども手当、つまり現金だけ、経済的なサポートだけが少子化対策の解消になるとは思っていませんが、やはり大臣もおっしゃられたように、そして私も医療の現場で体験しましたように、特に、既婚者でも、二人目、三人目が欲しいにもかかわらず、経済的な理由であきらめるといいう方が多いのが現実でございます。そういうことで、この制度、施策、ぜひとも実施して、そして来年度には満額二万六千円、毎月支給されるような政策へと展開していくことを切に祈る次第でございます。

そして、控除から手当ということでございますが、先ほど相原議員の方からも御質問がございましたが、支給対象はもちろん子供でございますが、実質的には親権所有者、大人になるわけでございますけれども、いろいろなケースがあると思っております。例えば、今離婚も多い中で、離婚前、つまり正式に離婚が成立していない中において、親権は父親だけれども、実際子供といえるのは母親であったりとか、あるいは父親が海外赴任している場合であるとか、さまざまなケースがあると思っております。

この一年間で、施行された上で、その支給の受給要件等々をしつかりと見きわめていく必要があると思っております。いかががお考えでしょうか。よろしくお願いたします。

○長妻国務大臣 この支給の受給要件ということでございますけれども、我々としては、平成二十二年度においては、いろいろ議論した結果、今の現行児童手当と基本的には同じくしていこう、ただし、御両親がおられないお子さん、施設にいろいろな事情で入っているお子様方に関しまして

は、この子ども手当の法案とは別に、安心基金の方から同じ金額を施設等にお支払いする、こういうような考え方を我々は持っております。

ただ、全体的な仕組みの見直しという議論も、平成二十二年度の全額支給の中で、いろいろな御指摘も踏まえて、我々も考えていきたいというふうに、今、今後とも議論を進めていくということになります。

○仁木委員 ありがとうございます。

いずれにしても、この施策はすばらしい政策だと思えます。しっかりと社会全体が子供を育てていく、そして、いろいろな状況にある中でも、環境をかんがみても、子供がすくすくと育つていくような環境をつくる対策だと思っております。

続きまして、子ども・子育て支援について質問したいと思います。

それは、子供を実際に産みたくても産む場所がないといった周産期医療の問題がございます。

今配付しました資料の一をごらんください。これは、分娩取り扱い医療機関の変遷でございますけれども、特に二〇〇二年から二〇〇八年、施設が二割以上、七百三十九件減少しておりますし、六万二千人の出生数の減少を考へても、明らかに分娩する場所がなくなっている。特に、二〇〇四年以降、新研修医制度も始まりまして、まさにマスメディア等で、例えば、都会では妊婦さんのたらい回しであるとか、あるいは、地方におきましては、おなかの大きい妊婦さんが車で一人二時間以上もかけて運転して妊婦検診に通い、そしてまた出産しなければいけないといった現実が起っております。

こういった現実を踏まえて、今、例えば、現場で、その研修医制度以降もそうでございますけれども、まず、医学部生は女性の方が三割を超え、そして、産婦人科に関しましては、例えば、産婦人科医の比率、女性の方が半分以上というような現状も出ております。

そういう中で、政府の、今こういった喫緊に迫

られた周産期医療をどのように立て直していくのかということ、具体的には国の指導のもと県がやっているとすることもございますけれども、例えば、この研修医制度以前の、大学の医局中心とした公的病院への医師配置等々に関しまして、今改めてこの課題をどのように解決していくかということ、を、ちょっと具体的に教えていただきたいと思ひます。よろしく願ひします。

○足立大臣政務官 医師確保をどうするかという大きな観点での今御質問だったと思ひます。

これは、私どもは野党時代から養成ということと活用ということを別に考えてまいりました。養成はまさに人員をふやすということでございます。活用というのはどういうことか。今いる人たちをより有効に仕事をしてもらえないだろうか。それは、一人の医師しかできなかったことをチーム医療で分担するとか、あるいは、女性の医師の方々が、これは一度現場から引き下がられると、なかなかもとに戻れない、やめなくても仕事を継続できる環境づくりはどうしたものが必要なのか。

あるいは、地域でこれは連携が必ず必要なことでありますけれども、例えば、公立病院の方々が今兼業禁止規定だと職務専念義務がかかっております。これを条例改正で手助け、あるいは、ある一定期間他の民間病院に行くことも可能です、そういったことを周知する。そして、医療提供体制、介護の提供体制をしっかり議論して、大体六月ぐらいに中間取りまとめ、そして本年中に大体提供体制についてどういう考え方、そして来年度の法改正に何が必要かということとをまとめていきたい、そういうタイムスケジュールを描いております。

○仁木委員 足立政務官、ありがとうございます。

まさに、養成という点におきましては、民主党のマニフェストにございましたけれども、医師数を将来的に一・五倍にすることということで、医学部の定員増等を言われております。

先ほど言われました配分といひますか配置といひますか、それにしましては先ほどおっしゃいましたとおりでございますが、特に、地域医療再生基金等々で、今例えば徳島県では、徳島県の方が大学とタイアップしまして、大学に基礎講座をその基金の中で設置しまして、そこから医師を派遣して公立病院で失われた診療科、例えば産科を復活させてお産できるような状態にするとか、そういうことも考えられております。

ここで改めて、喫緊の課題であります、医師の配置という養成もそうではございますが、先ほど足立政務官もおっしゃった、そういった医師の喫緊の、特に医療が受けられない地域におきまして対応ということにしまして、この基金の改めてレビューというか、再評価というか、これを年度を終わってやってみる必要もあると思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○足立大臣政務官 お答えいたします。

二点に分けてお答えしたいと思います。来年度早々から私たちが何を取り組もうとしているのか、それは、二次医療圏ごと、あるいは医療圏ごとにとどの科のお医者さんがどれだけいて、それが足りているのか足りていないのか、全国的なレベルで調査をします。このような調査は今までされたことがなかったと思ひます。そして、必要な数を正確に割り出さなければいけないと思っております。

そして、二点目は、委員が御指摘の地域医療再生基金についてですが、これは、この前第一回の会議を開きましたけれども、地域医療再生計画に係る有識者会議というものを開きまして、これは五年間の基金でございますので、必ずチェックが必要で、そして、その有識者のメンバーの方々も、例えば寄附講座についても県との連携がしっかりしていなければ絵にかいたもちになってしまいう等御意見がございまして、毎年毎年、しっかりとチェックをして助言していきたいと強い意思を示されましたので、その点については、私の方もしっかりと目を光らせてやっていきたいと思っております。

す。

○仁木委員 足立政務官、力強い御回答、ありがとうございます。私もこれを期待して、また田舎に帰って、選挙区に帰って、住民の方に言えると思ひます。

さて、今、分娩取扱施設の変遷にも関係しますけれども、出産一時金の問題がありまして、これは先日この委員会におきまして、初鹿、宮崎両議員が質問されましたけれども、今私も、いろいろな、開業医さんを中心に、このことに関しましてはもう少し考えてほしいということを言われます。

特に、やはりこの準備金を、金融的に、経済的に確保するのが難しいということで、あの議員の質問にもありましたけれども、この施行時期にしまして具体的に、例えば一部半年おくれになるとか、場合によっては一年ということがあるんですけれども、その辺、具体的にどのような形で実施されていくのか、改めて確認したいと思ひますので、御回答の方をよろしく願ひ申し上げます。

○足立大臣政務官 直接支払い制度のことでございますが、これは昨年九月十六日に鳩山内閣が発足いたしましたので、長妻大臣が就任されました。十八日に私が大臣政務官に就任しました。十月一日からこれを実施するという予定でございましたけれども、八月の後半ぐらいから、全国の産科に携わる方々から、この制度を導入されたら現場はもたない、二カ月以上資金が入ってこない、全国では約半分、四八%が診療所あるいは助産所でお産をしている、この妊婦さんにとっても安心してお産ができる環境が失われてしまうという訴えがございまして、半年間の猶予と、それからつなぎ融資については利率を一・六から一・一に下げる、そして、無担保融資を一千万から三千万まで上げるということを約十日間でさせていただきまして、今後どうなるかということについてですが、現在、件数でいきますと、約八割が直接支払い制度を導入されております。しかし、導入が進まないところ、あるいは五件未満のところの調査をいた

しますと、やはり百何十施設については資金繰りが大変だということがございます。

ですから、四月完全実施というのは難しいのではないかと、私はそのように思っております。では、どういう解決策があるか。これは、何とかして、二カ月というタイムラグを縮めるために努力しなければいけない。そのためには何が必要か。これは、レセプトの電子化等と密接に絡む問題でございます。それから、支払い回数もふやしていけば短くなるかもしれないというようなことを検討しなければいけないし、今既に、もう検討しておりますが、答えはすぐには出ないということだと思っております。しかし、四月完全実施というのは困難な状況にあるという認識をしております。

○仁木委員 ありがとうございます。

また、このことに関しましては前向きな御回答をいただきました。また胸を張って開業医の先生方にもお伝えすることができると思っています。

続きまして、産みたくても妊娠できないことがございます。不妊治療及び子宮頸がんワクチンについてお聞きしたいと思います。

今、日本では、例えばこれは二〇〇七年のデータでございますけれども、ART、いわゆる生殖補助医療で十六万回の治療が施されて、報告によりまして、一万五千九百五十五名が生まれております。まさに、全体からいいますと、五十五件に一件ぐらいの割合で、この生殖補助医療を使つた命が誕生している現状があるわけでございます。

治療に關しまして十五万円、二回、これは公的な補助があるということでございますけれども、個人的にはもう少しこの補助を上げてほしいという意見は私には持っております。しかし、これだけ貴重な税金を使う以上、やはり医療の現場にそれなりの縛りというか、規制というかが必要であるというふうにも思っております。

例えば、香川県の生殖補助医療を行っている病院で、卵の間違いによる医療ミスが発生したこと御記憶に新しいことでございますけれども、こういったことで、ほかにも例えば、戻す卵の数であるとかあるいは凍結卵の扱い、イギリスでは二年間を限度としておりますけれども、そういう倫理的なこと、例えば代理母の問題や卵子提供者のこと、あるいは精子提供者のこと、そういったことを全体をどのようにして標準的な生殖補助医療を担保していくのかということもあるのでございます。

大臣にお尋ねします。

今、医療の、規制なりというか提言なりというか、そのことは、日本産婦人科学会、こちらが主にやっておりますけれども、學術団体であるがゆえに、ちよつとその辺が弱いように思ふんです。こういったことを、より安心して国民が受けられるように、そして、こういうあつてはならないミスとかそういうのがなくなるように、その意味で前向きな、例えば生殖補助医療協議会とかプロジェクトチームとか、そういうものをつくつてはとて思ふんですけれども、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○長妻國務大臣 お答えします。

今、不妊治療等による卵の医療ミスなどについて御指摘があつて、それについて、そのミスをなくすべく取り組みをするというのは、これは厚生労働行政として当然だと思ひます。その中で今、協議会というふうな御指摘がありまして、それについても、我々も省内で、協議、検討をしていきたいというふうにも思ひます。そして、不妊治療の御指摘ですけれども、今回、

今ここでは子ども手当の法案の審議をしております。そういう意味では、お子さんが欲しいけれども、なかなかそういうことでできない、医学的な理由です。では、そういう方に対する支援は、子ども手当だけでなく、きちつとすべきである、こういう御指摘もかなりたくさん我々はいただいております。

そういう意味で、特定不妊治療助成事業というのとはどんな件数が上がつて、平成二十年度は七万二千二十九件がこれに該当して、これまでの助成額も、これは前政権ですけれども、十万円から十五万円に引き上げたという経緯もありまして、二十二年予算でもそれをつけさせていたでいていっていることでもあります。

いろいろな論点があろうかと思ひますけれども、今、不妊治療でも保険適用されている部分もありまして、この範囲についても、今後有効的な治療が見つければ、いろいろ検討に値するものがあるれば、我々も不妊治療という全体の枠で議論を進めていきたいと思ひます。

○仁木委員 ありがとうございます。

最後に、子宮頸がんワクチンについてお尋ねしたいと思ひます。

私は、臨床の場で、婚約中の子宮頸がん二期の患者さんを担当しまして、その患者さんは、化学療法、手術と頑張られて、順調に治療していましたが、あるとき病室に行くと、泣いておられました。その後、ずっと泣いておられるので、理由を聞きますと、子宮を摘出して婚約を破棄されたというふうなことでございました。

この資料二枚目、そして三枚目もそうでございます。年間一万五千人がゼロ期以上のがんに罹患しまして、そして約三千五百人が亡くなっている現状。そして、エビデンスとしまして、この子宮頸がんというのは、ある種、HPVというウイルスに感染することによつてがんになるといふふうなことが、もうエビデンスとして出ております。特に、諸外国ではこういったエビデンスをもとにHPVワクチン、ウイルスに対するワクチンを

開発しまして、約二十六カ国で公的補助が行われているという現実があるんですけれども、私は改めて、このワクチンを公費でやつていただきたい。そして、資料の三枚目にありますように、子宮頸がんの検診の率がその他の先進国に比べて非常に低いんですけれども、これも同時に上げていくということを啓発しながらやつていきたいと思ひうでございます。

まさにこれは、いろいろ過去のワクチン行政のことはございますけれども、エビデンスが出てくる。つまり、子宮頸がんワクチンと細胞診を中心とした検診で、子宮頸がんになつて命を落としたりあるいは赤ちゃんを産むチャンスがなくす女性がいなくなるというふうなことを踏まえて、そしてまた、医療費的に見ましても社会的損失は約百九十億円抑制できる。

そういうことを考えても、行政的には、これは国内での臨床試験はないということはありますけれども、私は、試験をやらずに環境をつくつて、ぜひともワクチン行政を、昨年の新型インフルエザワクチンのときに露呈しましたワクチン行政の不備というかそういうのを是正して、日本が改めてワクチン行政に取り組んで世界をリードしていく、そういった国に変貌するために、この子宮頸がんワクチンからまず公費助成で始めていきたいというふうにも思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○足立大臣政務官 鳩山内閣あるいは長妻大臣の医療政策のキーワードは、私は一言で言えば予防医療だと思つております。そのあらわれが統合医療の推進であり、あるいは情報の共有と理解の促進ということ、そして予防接種にあるんだと思ひます。

ですから、昨年の十二月二十五日に、厚生科学審議会感染症分科会の中に予防接種部会を設置いたしました。これは、国民的議論が必要だと我々は判断したからであります。エビデンスの部分、そして、今HPVだけに限つて言いますと、では、初交前の十二歳のお子さん

方に皆さん方がどれだけ情報を共有されて、そこに公費で予防接種をするということが、御理解が国民全体として得られるかという重大なポイントがあるんだと私は思っております。ですから、この議論を積極的に進めるために部会も設置いたしましたし、今鋭意議論が活発に行われているところでございます。

○仁木委員 非常に前向きな御回答、ありがとうございます。

さて、質問を終わるに当たりまして、今私は、冒頭に述べましたように、生まれてくる前の命について、中心に質問させていただきましたが、長妻大臣が中心となって作成されました子ども・子育てビジョン、まさにどの政策をとっても前政権とは違う、民主党政権になってよかったと国民が実感できる政策でございます。私も、一兵卒の新人議員ではございますが、一生懸命頑張つて支えていきたいと思います。

本当にきょうはありがとうございます。

○藤村委員長 次に、大西健介君。

○大西(健)委員 民主党の大西健介でございます。

私は、政策秘書の時代から大変、一緒にお仕事をさせていただきまして御指導いただきました長妻大臣、そして山井政務官にこうして質問できることを大変感謝深く感じております。私の初質問、一部野党欠席のままで行われることは大変残念でありますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、長妻大臣は消えた年金や居酒屋タクシーといった多くの造語や新語をこれまで生み出してこられましたけれども、先ほどもお話に出ておりましたけれども、最近では、育児に積極的に参加する男性のことをイクメンと呼ばれております。私も、イクメンを目指す、三カ月の息子がいる新米の父親として、きょうは、議題となりました子ども手当の法案について質問させていただきたいと思っております。

まず、給食費の未納と子ども手当について質問

させていただきたいと思っております。

去る一月三十日、鳩山総理が、視察先の山梨県だったと思っております。学校給食費の未納者に対して子ども手当の減額を検討する旨の発言を行いました。このほかに、群馬県太田市長の清水市長や各方面から給食費の未納問題と子ども手当の相殺を求める声というのが上がっております。最初に私は明確にしておきたいと思うんですが、子ども手当の制度を根幹から揺るがすものではないということでございます。

第一に、現在の児童手当においても給食費の未納は相殺できないことになっております。そして次に、未納率は、額でいうと〇・五％と極めて低く、そしてその中でさらに故意で払っていないという方に限ればもっと低くなると思います。そして、未納問題というのは、本来徴収の強化で対応すべきものであって、子ども手当とは直接の関係のないものでありますから、私は、本来はこの問題、子ども手当の制度とは切り離して考えるべきだと思っております。

さはさりながら、総理の発言というのは大変重いものがあると思いますし、また、子ども手当というのは子供のために配っているんだから、その中からなぜ給食費を払うことができないのかという非常に素朴な市民の声が一方であるということも事実であります。その声にこたえていくということもこの委員会の役割ではないかな、私はこんなふうに感じております。

そして、法案を見ますと、法案では子ども手当というのは差し押さえ禁止債権になっております。ただし、これについては、一たん受給者の預金債権に振り込みが行われた後には、その預金口座を差し押さえすることが可能だという法理があります。

きょう、お手元に資料を配付させていただきました。資料一というのをごらんいただきたいと思っております。

これは、鳥取県が児童手当の振り込み口座を差

し押さえをして、そして自動車税等を徴収したという事例が国会で取り上げられたときの会議録でございます。

この会議録を読み進みますと、二ページ目になりますけれども、当時の舛添大臣がこのように答弁をされております。法律論を純粹に言うと、振り込み先の預金債権を差し押さえするということは法的には可能である、しかし、この児童手当の趣旨が生かされるようにやるべきだというふうな答弁をされております。

これを読んでいきますと、まさにこの事例では、児童手当は子供のために本来使われるものであるけれどもそこから市税を持っていたということとで、やり方がひど過ぎるのではないかと話でありますけれども、逆に、子ども手当というのは子供に使われるものですから、それが給食に使われるならば、同じように振り込み先の預金債権から給食費を払ってもらうことというのはできないのかなというふうに私は考えるところであります。

そこで確認をしたいと思いますけれども、これは県税の児童手当の振り込み先預金から県税を強制執行したという事例でありますけれども、租税の場合、それから例えば公営住宅の賃料、あるいは公立保育園の保育料、そして公立学校の給食費、このそれぞれの場合について、子ども手当の振り込み先の預金から強制徴収は可能かどうかということについて、簡潔にお答えをいただけますでしょうか。

○山井大臣政務官 大西議員にお答え申し上げます。

租税については、税法に基づき強制執行が可能です。同様に、保育料についても児童福祉法に基づき強制執行が可能です。

給食費については、私債権であることから、差し押さえるためには民事執行手続が必要になると承知しております。

○大西(健)委員 ありがとうございます。

債権の性質によって扱いが違ふというお答え

だったと思うんですが、今の、山井政務官の方からも給食費については私債権であるというお話がありました。私の方でも調べさせていただくと、条例で給食費の問題を定めている自治体というのあればそうでないところもあるということとで、学校によって私債権的に扱っているか公債権的に扱っているか、ばらつきがあるというふうに承知しておりますけれども、確認のため、文科省から、学校の給食費の債権というのはどういう性質の債権になっているか、お答えをいただきたいと思っております。

○鈴木副大臣 お答え申し上げます。

今御紹介をいただきましたように、会計処理の扱いはいろいろなケースがございます。しかし、いずれのケースにつきましても、法的には民事上の契約関係に立つものだというふうに理解をいたしております。

○大西(健)委員 法的には民事上のもの、私債権のような形で扱われるものということで今お答えがありました。

そうしますと、まさに先ほどのケースでありますけれども、子ども手当の振り込み先の預金から強制執行するということは非常に難しいと。債権法の法体系の中では、給食費だけを特別扱いするのが難しいということが私は結論になると思っております。

そこで、私から、平成二十三年度の子ども手当の本格実施に向けてぜひ御検討いただきたいことを一つ御提案させていただきたいと思っております。

資料の二というのをごらんいただきたいんですが、これも給食費の未納問題、これが社会問題化したのをきっかけにして未納問題の対応とこの文科省の方から示された資料になります。

この中に、別紙として、「学校給食費の未納問題への対応についての留意事項」というのがつけられておりまして、その抜粋というのを次のページに載せさせていただいております。この中で、

下線を引かせていただいておりますけれども、生活保護やあるいは就学援助の中から、給食費、学校給食に要する経費というのがこの中に含まれておりますけれども、これを直接学校長に交付するということをこの中では推奨していません。

子ども手当の場合には、就学援助や生活保護とは違いますが、給食費の相当額というのを特定するのはなかなか難しいという問題はあるとは思いますが、子ども手当は、子ども手当の一部を学校が受領できるような、そういった道をつくるべきではないかというふうに考えております。

もう一ページめくっていただきますと、資料三というのをつけさせていただきますと、資料三

これは、文部科学省の大臣官房審議官や文化庁文化部長を務められた寺脇研さんが毎日新聞に書かれていた主張でありますけれども、この下線部を読んでいただきますと、まさに同じような提案がしてあります。線のところには、一つ提案がある、小中学生に対する支給に限っては、その一部を学校またはその設置者が代理受領できるようにしてはどうだろうか。あるいは、現場を回つていきますと学校の教師が徴収事務に当たっているために非常に事務量がふえている、これを軽減することは教育の質を高めることにもつながるんじゃないかということも主張されております。

私はぜひ、平成二十三年の本格実施に向けて、子ども手当の一部を学校や学校長が代理受給できるように検討していただきたいと思っておりますけれども、私のただいまの提案に対して、長妻大臣の御所見を賜ればと思います。

○長妻国務大臣 今、いろいろ御指摘いただきました。この給食費の徴収については、私も、現場の先生方が大変な御苦労をされておられる、そういう現状があるというのでも承知しております。

平成二十二年におきましては、今法律を提出しております、これは十分広報をして地方自治体等の申請窓口で周知徹底をさせるということがまず大前提となるわけであります。

そこで、この平成二十三年の全額実施におい

て、それをどう考えるかというのは一つの論点となるということでありまして、生活保護制度については、教育扶助に係る保護費については学校長に直接支払うことができるかとされているような条項もあるというのは承知しておりますけれども、この生活保護と子ども手当は性格が違うということや、生活保護は、教育扶助の中にある意味では給食代というのにも入っている、こういう概念であるというふうに考えております。

ただ、今御指摘いただいたこの事務負担を軽減したり、子ども手当の趣旨を徹底させるという意味では、今御指摘いただいた点も含めて、二十三年の本格実施に向けて検討課題としていきたいというふうに考えています。

〔委員長退席、中根委員長代理着席〕

○大西(健)委員 ありがとうございます。先ほどの寺脇さんの主張の中でも、もちろん、子供にかわり支給を受ける親たちが責任を持つてます。子ども手当の使い方を考えるのが第一義であるというふうに述べられております。私も全くそのとおりだと思いますけれども、ぜひとも、今の御提案も含めて、二十三年の本格実施に向けて御検討いただければと思います。

給食費についてお聞きをした機会に、ぜひとも文科省の方にももう少し御確認をさせていただきたいことがあるんですが、給食費の未納問題については、そもそも、その実態把握というのが十分ではない部分があるのではないかなというふうに私は思っております。

モンスターペアレンツ問題が非常に社会問題化したのを受けて、平成十七年に一度、この給食費の未納の実態状況というのが調査をされておりますけれども、それきりになっております。

昨今は子供の貧困の問題というのもありますし、また、今回、この子ども手当というのが支給をされることによって未納状況にどのような変化が生まれるのかを含めて、再度実態調査をするつもりがおりるかどうかにについて、文科省にお尋ねをしたいと思っております。

○鈴木副大臣 御指摘のように、十七年に調査をいたしております。

子ども手当が六月から支給をされて、その後の動向がどういふふうに変わっていくのか。そして、今、寺脇さんの記事も引用されて大西委員から提案が、ありました。また次の年度に向けて子ども手当の制度設計をしていく、その際に、きちっとした現状の把握というものが必要だと思っております。それに資する情報収集、提供はしていきたいと思っておりますが、どういふタイミングでどのようなことをやっていったらいいのかということ、さらに検討していきたいと思っております。

といいますのも、おっしゃるとおり、最終の金額ベースで申し上げますと未納状況は〇・五％、こういうことでございますが、実に四四％の学校で未納者がいて、そして最終的にはその学校現場の相当な御努力によって、それは人数ベースでいいますと一％になるわけですが、そこまでのプロセスに相当なエネルギー、時間的、精神的エネルギーがかかっているということが問題の本質で、そのことを受けて、いろいろな市町村あるいは現場から声が上がっているわけでありまして、そうした実態を把握するということが大事なんでしょうというところに立ちますと、どのような把握の仕方、何を聞いていったらいいのかということ、さらに検討、研究をしていきたいというふうに思っております。

○大西(健)委員 まさに副大臣がおっしゃったように、そうした調査の中身を含めて、私は、実態というものをしっかりと把握していただければというふうに思います。

それから、もう一つお聞きをしたいことがあります。現金給付よりも現物給付を手厚くすべきだという主張をされる方がありますが、そのことは一理あると思うんですが、そういう意見の中には、子ども手当を配るぐらいならば給食費をただにしろという意見がよく聞かれます。しかし、そもそも、中学校では給食の実施状況に都道

府県によってかなりの格差があるということが言われております。

資料四というのをごらんいただきたいと思えます。私もこれ、資料を取り寄せて、初めて見て驚いたんですけれども、一〇〇％に近い都道府県がある一方で、都道府県名を挙げて恐縮ではありますけれども、例えば大阪府の七・九％とか、神奈川県の一三・〇％とか、本当にばらつきが非常に激しくなっております。

義務教育における給食費というのは、食育を含む教育的な側面というのもあると私は思っております。まさにこれまでの歴史的経緯とか地域的な事情とかさまざま背景があるとは思いますが、差があるというのは本当にいいことなんでしょうかと私は思っています。その部分について、文科省の御見解というのをお聞かせいただきたいと思えます。

○鈴木副大臣 県によってばらつきがあるというのは、御指摘のとおりでございます。

そもそも、昭和四十五年に学校給食の普及についての導入が決まったときには、速やかにすべての義務教育諸学校において完全給食が行われるようにすることを基本として、こういうことで始まったわけでありまして、この間のいろいろな歴史的な経緯、それから地域の事情によって御指摘のようなばらつきが生じている、こういうことでございます。

ただ、最近も学校給食法の改正あるいは食育のモデル事業といったことで、給食を通じて、あるいはそれと連動して、食育あるいは食生活の改善ということをやっておりますので、地方自治体の自主的な御判断というのものも尊重しながら、学校給食の実施率の向上に向けて関係者の御理解を求めていく、そして、そうした充実のための支援策を推進していくという考え方でございます。

○大西(健)委員 次に、給食費の未納問題と同じく、これも児童手当にも当てはまる論点ではありますけれども、子ども手当の外国人への支給の問

題についてお尋ねをしたいと思ひます。

条約によつて、外国人に対しても社会保障に關しては内国民待遇を与えなければならぬということから、外国人に対しても子ども手当は国籍要件なく支給されることになつております。

そこで、資料の五というのをごらんいただきました。いんですけれども、これは総務委員会が住民基本台帳法の一部改正のときに参考人として呼ばれた愛知県豊田市長の意見陳述の會議録になります。

一ページめくつていただきますと、線を引いてあるところがありますけれども、豊田市、自動車産業の町でありますから、たくさん外国人が住んでいてということ、豊田市において外国人の子供の不就業実態調査というのをやられた。そうしますと、比較的正確に登録されていることが想定される就学年齢においても、約一六％の外国人が登録上の住所には住んでおらず、市が把握しているデータと違う状況にあった。こうした状況のために、送付した文書が返送されてきたり、児童手当が振り込み続けられるなど、多くの支障が生じておりますということを市長さんが意見陳述をされております。

外国人登録の問題というのはもちろん法務省の所管ではありますけれども、せっかく配る、支給する子ども手当というのが適切に外国人に対して支給されなければならぬと私は思つておりますので、その部分について厚生労働省に外国人受給者への適切な給付に努めていただきたいと思つておりますけれども、この点について何か御意見をいただければと思ひます。

○山井大臣政務官 大西委員にお答えをいたします。

非常に重要なポイントだと思つております。

子ども手当の支給において、外国人の居住の実態については、御指摘のとおり外国人登録により確認することとなっております。

地方公共団体におかれては、外国人登録におけ

る住所と児童手当の申請時に記載する住所が異なる場合などには、外国人登録における住所変更を求めた上で必要な手続を行うなどの対応をしていただいていると認識しております。

〔中根委員長代理退席、委員長着席〕

○大西(健)委員 外国人への支給の問題について、もう一つお伺いをしたいと思います。

子供については、今回、住所要件というのがありません。したがつて、親らが国内に居住をしており、子供を本國等に残留してきているような場合であっても、かかるべき機関の発行した証明書などによつて、市町村が監護要件等を満たしているかと判断をされれば、子ども手当が支給されることになります。

しかし、私は、これは一般の国民感情からすると、少し違和感を感じる部分があるのではないかと思つています。

そこで、資料の六というの方をごらんいただきたいと思ひます。

先ほど、田中委員の方でも諸外国の事例というのを調べたことになったということがありますけれども、私の方でも、子供の居住要件や親の居住要件について諸外国の事例というのを調べていただきました。国会図書館の方で調べていただいた資料をつけさせていただいておりますけれども、これはスウェーデンの事例であります。線を引いてある部分でありますけれども、スウェーデンでは、子供がスウェーデンに居住していることが必要であるということで、居住要件がついております。

これは諸外国の事例を見ると、むしろ居住要件がついている国の方が私は多いように感じております。

さらにその下の部分ですけれども、一年を超えてスウェーデン国外に滞在している子供は、もはやスウェーデンに居住しているとはみなされない、子ども手当の受給資格を失ふ、ここまではこのとおりだと思ひますけれども、その次であります、ただし、スウェーデン国外の学校で、親の同

伴なしで学ぶ児童生徒は、同人が長期休暇や教育の節目の際に、スウェーデンの親元に居るのであれば、依然としてスウェーデンに居住しているとはみなされるという規定になっております。

私は、まさにこのスウェーデンと同じように、子供の居住要件というのを課した上で、例えば海外留学をしているような場合は例外を設けるといふあり方の方がむしろ国民の納得を得られやすいのではないかなというふうに感じております。

二十二年度法案については私は仕方がないと思つておりますけれども、二十三年の本格実施に向けては、これまでの児童手当の扱いというのもあると思ひますけれども、それを変更して、スウェーデンのように子供が海外に留学しているケースに例外を設けた上で子供の居住要件というのを課すことを検討すべきだと私は考えますけれども、この私の提案について長妻大臣の御所見を賜ればと思ひます。

○長妻國務大臣 これにつきましては、今の児童手当といふものは、これはいろいろ、難民の条約等がありまして、社会保障については外国人自国民、差別してはいけぬ、こういうような考え方です。そういう支給がなされているというふうに考えておりますけれども、平成二十三年の全額実施に向けてこれは一つの論点であるというふうにも私も考えております。スウェーデンのいろいろなきめ細かいこういう対応というの也非常に参考になるといふふうに思ひます。

日本の国民の皆さんで、海外に住んでいる、留学ではなくていろいろな御事情でおられるという方については、ぎりぎりどこまで扱いをしていくのかなど、いろいろな詰める点というのはあると思ひますけれども、今の条約との関係も含めて、これについては本格実施、全額実施に向けた中で議論の俎上に上げていきたいというふうに考えています。

○大西(健)委員 最後に、昨年の夏の選挙で子ども手当の実現を訴える中で、子供が欲しくて仕事もやめて痛い注射に耐えて高い治療費を払つてい

る、そういう不妊治療をしている私たちに對しても支援をしてほしい、そういう声は私も何度も耳にいたしました。

この問題については、先ほど産婦人科医でもある同僚の仁木委員の方から詳しく質問されましたので繰り返しますが、私からもぜひ長妻大臣にこの点お願いしておきたいと思ひます。

子ども手当につきましてはさまざまな意見がありますが、私は、まずは実行することが何より重要だと思つております。その上で、実施状況を踏まえて、本日、私からさせていただいた提案も含めて、さまざまな国民の声を取り入れて、よりよい制度として平成二十三年から本格実施につなげていただきますようお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○藤村委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

先ほど来、新人の、本場に新鮮な議員の皆さんの御質疑を伺いながら、私はちょっと、ああ、もう古手になったのかなと思ひながら、質問をさせていただきます。

子ども手当の問題は、本會議の代表質問でも申し上げましたが、初めて子供ということに焦点が当たった画期的な政策だと私は評価しております。日本の子供に關する施策の財政支出は、OECD加盟国三十カ国中二十六位と決して誇れたデータではありませんし、ある意味では、子ども・子育て支援の後進国という言い方がいかにどうかわかりませんが、立ちおくれしているように思ひます。そして、今回の子ども手当の創設がいろいろな意味の子供施策の第一歩となつて大きく花開くということを期待しながら、御質疑をさせていただきます。

冒頭、長妻大臣に、そもそも子育て支援政策の政策目標と政策手段といたしまして、私の方でちょっと勝手に挙げてみました。政策目標が、子供の育ちの支援から子育て世帯の経済的な支援、

そして少子化対策、あるいは女性の就業率の引き上げなどがございします。また、政策手段としては、現物給付や現金給付、そして雇用政策などが手段として挙げられると思います。

大臣にあつては、先ほど田中委員の御質疑の中でも少し言及されておりましたが、子ども手当という政策手段は政策目標のどの部分に、いずれにもかかわるといえばそうですが、重きを置かれてお考えでしょうか。お願いします。

○長妻国務大臣 今、配付資料で政策目標、政策手段ということを書いていただいて、子ども手当は政策目標のうちの主にどの部分なのかというお尋ねだということに思います。

子ども手当というのは現金支給でございまして、この(一)子供の育ちの支援、これを社会全体で実施する、そして結果的に、子供の貧困率を改善するということにつながる、少子化対策にもつながるといふふうに考え、GDPの比率でも日本は子育て予算が非常に低いということでありまして、その改善ということが一つの目標となります。

○阿部委員 さきに長妻大臣は相対的貧困率を御発表なさいましたが、実は、こういう現金型の給付を行いますと、相対的貧困率は改善をしまゐるものと思います。その意味からも、どれか一つとは言えませんが、やはり家計への直接支援ということで、二番目が一番大きな効果というか、目標にもなるのかなと思いますが、もちろん今大臣が多様にお答えくださったとおりだと思います。そうなるまいりますと、果たしていかほどのお金を給付していくのかということも大きな課題になつてまいると思います。

そもそも民主党が子育てに關するさまざまな取り組みを始めたのは、マニフェスト等をたどると平成十一年の子育て支援手当にさかのぼることとなると思いますが、これを平成十六年の段階で子ども手当といふふうに名前を変更し、恐らく考え方も変えてはこられたんではないかと思ひます。この子ども手当といふふうにお考えをまとめられたときに、以降、次年度次年度とどんな金額

等々の記載も深まつていくわけでありますが、当初、子ども手当とお考えになつたときには、その手当をいかほどに持つていくかということについてはどのようなお考えがあつたのでしょうか。

○長妻国務大臣 突然のお尋ねでありましたので。

過去、民主党の政策といふのはいろいろな変遷があつたわけにございしますけれども、恐らく、その金額レベルの議論といふのは今日の金額のレベルの議論とは異なつていた議論ではないかといふふうにお考えをしております。

私どもも、二万六千円という数字を決定いたしましたのは、諸外国の事例に勘案し、これまでのGDPの比率で大変低い子ども・子育てへの支援という過去の蓄積もある、そして基本的な費用の相当部分をカバーしなければならぬ、いろいろな要素を勘案して、総選挙の前にこの二万六千円という数字を確定させていただいたという経緯であります。

○阿部委員 平成十六年段階のマニフェストを拝見いたしますと、給付水準は、食費、被服費を賄えるものとするという記載がございします。この食費のものと着るものというのは、最低限のということ、ある意味で、生存の基本を支えよう、これを社会で支えようというお考えかと思ひます。それののつとつて、平成十八年の段階で、一万六千円という記載が金額上初めて出てまいります。そして、大臣が今おっしゃられたように、昨年の夏の衆議院選挙におきまして、ここで、「子どもが育つための基礎的な費用(被服費、教育費など)」を保障すべき観点からということで二万六千円が提案されておられたと私は読みました。大臣にも後で見ていただきたいんですけれども。

さて、このような考え方に立つたとして、実は私どもの政党では、子ども手当の創設にも賛成ですし、ずっとマニフェストに掲げてまいりましたが、従来の民主党のマニフェスト、平成十八年段階までにあつたと同じように、食費と被服費の部分を現金給付いたしましたというふうにお考えま

した。

そうなりますと、お手元の二ページ目の資料を見ていただきたいですが、実は試算根拠は、民主党のやつておられる、私どももたまたまですが、これも未来財団のものを利用させていただきまして、食費と被服費にかかる部分を試算いたしました。そういったしますと、ゼロから十五歳を単純平均いたしますと一万三千四百四十七円、細かくは申しませけれども、このような金額になりました。

これは、長浜副大臣にも私が二万六千円の試算根拠を教えてくださいと申し上げましたけれども、ここに教育費まで加えて、それも教育費の平均額としてしか試算できないと思いますが、これで現金給付になさる意味はどう考えたらよいのでしょうか。長妻大臣にお願いいたします。

○長妻国務大臣 私どもも、これも未来財団がつくったこういう表といふのもマニフェスト作成の過程で参考にしたといふのは事実でありますけれども、これだけで決定をしたわけではもちろんございしません。

当然、今回の件は、マニフェスト段階からも約束をしていられるとおり、控除から手当へということ、実際の手取りの部分の数字だけというところ、控除がなくなる、つまり十五歳以下の若年者扶養控除がなくなるので、そういう意味の実質的手取りといふのは高額所得者ほど下がっていくということ、きちつと二万六千円ということでは、実質手取りという意味ではないわけでありま

す。そういういろいろな要素も考えて、基本的なこういう経費の相当部分を見る、そして諸外国との比較などなどを判断してこの金額を決めさせていただいた、こういう経緯であります。

○阿部委員 民主党のマニフェストの記載にのつとれば、そして、大臣は未来財団の数値を根拠にしただけではないとおっしゃいましたが、未来財団から出されたところの数値の基礎的学費を含めて試算いたしますと、恐らく二万六千円に近くな

ります。

今、大臣はるる、例えば控除を外すから実際の手取りがどのくらいになるかという問題もあるとおっしゃいましたが、こうした施策を図るときには、物事の考え方、試算根拠、何を国は給付するのかをはつきりさせておかないと、やはり国民の納得も得たいんだと私は考えます。

社民党的には、食費と被服費、これは必要最小限、絶対に、暮らしていく、生きていく、育つていくための必要、ベースラインだといふふうにお考えした数値を出しております。そして、他のものは、保育にしろ教育にしろ現物給付と言われるものは、もちろん、大変御家庭が貧困、経済的困窮、先ほどの就学支援金のお話もそうですが、そういうものに対して、きちんと格差に着目し、貧困に着目し、その配分を決めていくべきではないかと考えます。それでないと、国民的納得がいかないのではないかと。ベースの最低限は社会が子供を育てます、あとは御家庭の状況で、いろいろな御家庭がございします。

ちなみに、三枚目のデータを見て、四枚目になります。三枚目は、社民党の場合は十八歳まで子ども手当と考えておりますので、そのデータを入れましたが、四枚目に移つていただきたいと思います。

これは学習費であります。いわゆる学費の部分で、公立幼稚園に行くか私立幼稚園か、公立小学校か私立の小学校か、公立の中学校か高校か、私学か、これはちよつと目盛りが違いますのでなかなか比べられませんが、文科省のお出しになったデータを見るまでもなく、やはり教育に係る必要経費といふのは大変に格差がございします。

こうした部分については、先ほど申しましたように、均一なお金の給付よりも、必要に応じて本当に一番大変なところに手厚く給付すべきではないかと私は考えますが、再度大臣にお考えを伺ひます。

○長妻国務大臣 高校につきましては、御存じのように、実質的な高校授業料無償化ということも

我々申し上げているところであります。
この教育にかかわる数字も今見せていただきますが、確かに、公立と私立、差があるということでもあります。

これも先ほどの繰り返しになりますが、ただ、今回の二万六千円という数値を決めましたのは、先ほどの試算を根拠に、そのままその金額を算出して当てはめたというのではなくて、相当部分を確保、そして海外先進国とも引けをとらない、GDP比で大変低い子供の予算が続いてきたというこれまでの経緯等々もかんがみて、こういうような形です。

目的のところで私も先ほど答弁しましたけれども、結果として、お子様の教育の質あるいは生活の質、その向上も目指していく、こういうことであります。

○阿部委員 私は、この問題はもつと綿密であるべきだと思うんです。

何を言っているかというと、対GDPではかれるものは、保育に係るお金とかその他もろもろ、子供施策全体に係るもので対GDP比を出すわけです。現金給付だけで対GDP比をはかるものではないということです。そうすると、現金給付と現物給付のバランスをどこに図るかが、当然、政策の中で出てまいります。

それから、長妻大臣がおっしゃった諸外国の例ということに引けば、これは田中さんの資料を使わせていただいて恐縮ですが、大臣もお目通しのように、もし、民主党の当初の来年度の予測の二・六万円となさるとなると、例えばスウェーデンでは第五子までができたところまで行きます。はつきり言って、現金給付額として破格に高くなってしまう。各国は、第二子、第三子、第四子の方に多く加算するなり、それぞれに工夫をしておられます。

ここは、大臣、私どもの考えは、二・六万円に行く前に、先ほどの現物給付、特に、おくれた保育、あるいは医療もそうです、そちらの充実を図って、そしてきちんと、本当にトータルに子供を支えら

れる政策で打つべきだ。私は、高く子ども手当を評価しますので、そのことがきちんと国民の納得なり、本当の定着をしてほしいと願うものですから、あえて伺わせていただきます。

諸外国でもおっしゃいましたが、このようにグレードを分けている、また、二万六千円というのは、例えばスウェーデンに対しても多い金額になっております。財源は限られており、しかし、その中で十分に子供にお金を、あるいは現物給付を充実させていきたいと願うときには、ここを大臣がしっかりと御検討いただけないかと思ひます、いかがでしょうか。

○長妻国務大臣 これについては、私ども、子ども手当のみならず、基本的な社会保障の考え方の一つとして、控除から手当て、こういう考え方を推し進めていこうというふうに考えています。先進国では既にそういう考え方が浸透している国もあると思ひますけれども、日本ではまだまだ控除という発想が強調されがちでありました。そういう意味では、控除と手当て、控除の廃止と手当てをセットで我々としては見直すという発想が一つあります。

そして、こども未来財団のいろいろな試算がありますけれども、その試算にしても、さまざまな方がおられます。先ほど提示された、公立あるいは私立、あるいはさまざまお子様の事情で、お金がかかる、やむを得ない、そういうお子様もいらつしやるでしょう。いろいろな事情がある中で、それを単純に平均して積み上げるということの資料も、もちろん我々も参考にはさせていただきましたけれども、そういう相当部分と諸外国、そして何よりも、控除から手当てということで、本当に必要などころにお金がきちつと届く、こういうものの改革とセットで今回実施をさせていただきたいということでもあります。

○阿部委員 何度も申し上げて恐縮ですが、さまざまな部分にはさまざまにしたらいいんですね。貧困な家庭と裕福な家庭は違っているし、特に、お金がない、就学援助とかは高校生までやつた

ていいと私は思っています。それが本当の温かな政策です。

恐らく大臣が二・六万円にこだわっておられるのは、おっしゃったように、所得控除と住民税の控除を両方外しちゃうと二・一六万までしないと、実は、子供がいるゆえに可処分所得が減るという家庭が生まれてくるんですね。

でも、私は、そうした税制からこの政策を逆さに起点していくのは間違っていると思ひます。必要なもの、食費、被服費、これはだれにも、絶対に食べて着るんです、ここは国として現金で給付する。あと、必要な教育、保育等々は、応能負担していただいて、足らざる、あるいはサポートしなきゃいけない部分をサポートするとした方が、恐らく国民の理解と納得が得やすいと思ひます。時間ですので、私が最後に言い切って終わって失礼ですが、またこの委員会の中で重ねての審議をお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○藤村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律案

平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 子ども手当の支給(第四条—第十六条)
- 第三章 費用(第十七条—第十八条)
- 第四章 児童手当法との関係(第十九条—第二十二條)
- 第五章 雑則(第二十三条—第三十三條)

第一章 総則

第一条 この法律は、次代の社会を担う子どもの

健やかな育ちを支援するために、平成二十二年における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(受給者の責務)

第二条 子ども手当の支給を受けた者は、前条の支給の趣旨にかながみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

第二章 子ども手当の支給(支給要件)

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

一 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

三 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(子ども手当の額)

第五条 子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円

に子ども手当の支給要件に該当する者以下「支給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とする。

(認定)

第六条 支給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その支給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給及び支払)

第七条 市町村長は、前条の認定をした支給資格者に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十三年三月（同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合に、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わる。

3 支給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかかわらず、支給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

4 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、そ

の支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(子ども手当の額の改定)

第八条 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 子ども手当は、支給資格者が、正当な理由がなく、第二十八条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第二十七条の規定による届出をせず、又は同条第二項の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の子ども手当)

第十一条 子ども手当の支給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、まだその者に支払っていないものがあつたときは、その者が監護していた子どもであつた者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第十二条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由

が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十四条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲

り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十五条 租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(公務員に関する特例)

第十六条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）についてはこの章の規定を適用する場合においては、第六條第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七條第一項及び第十三條第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所においては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者
二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあっては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

2 第六条第二項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第一項の規定によつて読み替えられる第六條第一項の認定を受けた者については、第七條第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第三章 費用

(子ども手当の支給に要する費用の負担)

第十七条 子ども手当の支給に要する費用（第二十条第一項又は第二項の規定に基づき児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法附則第七條第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。）については、国が負担する。

2 次の各号に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当

該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第六条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村

3 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

（市町村に対する交付）

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七條第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

一 被用者（児童手当法第十八條第一項に規定する被用者をいう。次号、第二十七條第一項及び第二十八條第一項において同じ。）であつて三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。）がいるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 十三分の十一

二 被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。第二十七條第一項及び第二十八條第一項において同じ。）であつて三歳に満たない子どもがいるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 三十九分の十九

三 三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。次号において同じ。）であつ

て十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの（以下この号から第六号までにおいて「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）がいる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限り、次号から第六号までに掲げる費用を除く。） 三十九分の二十九

四 その者に係る三歳以上の子どもがすべて三歳以上小学校修了前の子どもであり、かつ、当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもから二を控除して得た数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。） 三十九分の十九

五 三歳以上小学校修了前の子どもが二人以上あり、かつ、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童手当法第三條第一項に規定する児童（次号において「小学校修了後高等学校修了前の児童」という。）が一入いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもから一を控除して得た数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。） 三十九分の十九

六 三歳以上小学校修了前の子どもが一人以上あり、かつ、小学校修了後高等学校修了前の児童が二人以上いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもから一を控除して得た数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。） 三十九分の十九

七 十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子ども（以下この号並びに附則第四條第二号及び第五條において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。）がいる者に対する費用（当該小学校修了後中学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 十分の十

2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七條第一項の規定により

支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付する。

第四章 児童手当法との関係
（児童手当法等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識）

第十九條 第二十一條に規定する児童手当等受給資格者に対する子ども手当に関しては、前二章に定めるもののほか、当該子ども手当の額のうち児童手当法の規定により支給する児童手当その他の給付の額に相当する部分が同法の規定により支給する児童手当その他の給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによる。

（受給資格者における児童手当法の適用）

第二十條 受給資格者のうち児童手当法第六條第一項に規定する受給資格者（同法第五條第一項の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額（同法第五條第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。）に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八條（第四項を除く。）、第二十條から第二十二條まで、第二十三條（第二項を除く。）、第二十四條から第二十五條まで及び第三十條の規定を適用する。

2 受給資格者のうち児童手当法附則第七條第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者（同法第二項の規定により同法第一項の給付が支給されない者を含む。）に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同法第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額（同法第二項の規定により同法第一項の給付が支給されない者については、同法第二項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき同法第一項の給付の額とする。）に相当する部分を、同法の規定

により支給する同法第一項の給付とみなして、同法第五項において準用する同法第十八條第二項及び第三項並びに第三十條並びに同法附則第七條第八項の規定を適用する。

3 前二項の場合において、児童手当法の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分の児童手当等の支給に係る特例）

第二十一條 児童手当法第六條第一項に規定する受給資格者又は同法附則第六條第一項の給付の支給要件に該当する者、同法附則第七條第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは同法附則第八條第一項の給付の支給要件に該当する者（以下この条において「児童手当等受給資格者」という。）に対する、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分の児童手当又は当該期間の月分の同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この条及び附則第三條において「特例給付等」という。）については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

（児童育成事業の特例）

第二十二條 この法律の規定が適用される場合における児童手当法第二十九條の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十二年法律第二十一年法律第二十号」による子ども手当」とする。

第五章 雜則

（子ども手当に係る寄附）

第二十三條 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、当該子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令

で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。

2 市町村は、前項の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならない。

(時効)

第二十四条 子ども手当の支給を受ける権利及び第十三条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 第十三条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第二十五条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十六条 子ども手当の支給に関する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十七条 第七条第一項の規定により子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、平成二十二年六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第二十

六条第一項の規定によつて読み替えられる第六條の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならぬ。

(調査)

第二十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第二十九条 市町村長は、子ども手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、第六條(第十六條第一項において読み替へて適用する場合を含む。)の認定につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第三十条 第十六條第一項の規定によつて読み替えられる第六條の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、子ども手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出るることができる。

(事務の区分)

第三十一条 この法律(第二十三条及び前条を除く。)

く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十六條第一項の規定により読み替えられた第六條第一項、第七條第一項及び第十三條第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(厚生労働省令への委任)

第三十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第三十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、子ども手当の平成二十三年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(認定の請求等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、児童手当法第七条(同法第十七条第一項において読み替へて適用する場合並びに同法附則第六條第二項、第七條第五項及び第八條第四項において準用する場合並びに同法附則第六條第二項、第七條第五項及び第八條第四項において準用する場合を含む。)の項において読み替へて適用する場合を含む。)の認定を受けている者(同法第十条(同法附則第

六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当又は特例給付等の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一条(同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他厚生労働大臣が定める者を除く。)が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、施行日において第六條第一項(第十六條第一項において読み替へて適用する場合を含む。次条及び附則第五條第一号において同じ。)の規定による認定の請求があつたものとみなし、その者に対する子ども手当の支給は、第七條第二項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始める。

(子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置)

第四条 次の各号に掲げる者(前条の規定により第六條第一項の規定による認定の請求があつたものとみなされた者を除く。)が、平成二十二年九月三十日までの間に同項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の支給は、第七條第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 施行日において現に子ども手当の支給要件に該当している者 施行日の属する月

二 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に子ども手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、その者の養育する子ども

のすべてが小学校修了後中学校修了前の子どもであるもの その者が子ども手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第五条 次の各号に掲げる者が、平成二十二年九月三十日までの間に第八條第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(子ども手当に要する経費に係る特例)

第三十九条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第三十号)の規定が適用される場合における

第十号の「児童手当」とあるのは、「児童手当及び子ども手当」とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第八十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

(平成二十二年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例)

第八条 平成二十二年度四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における第七十一条第一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第一号の二の「児童手当」とあるのは、「子ども手当」と、「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條」とあるのは、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第三十号)第七條」とあるのは、「子ども手当」とする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第三十号)第七條

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第十三条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一

部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当の特例)

4 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第三十号)の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第三十号)第二十條第一項の規定による児童手当法」とする。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十四条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当の特例)

第三条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第三十号)の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第三十号)第二十條第一項の規定による児童手当法」とする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第十五条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当の特例)

6 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第三十号)の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第三十号)第二十條第一項の規定による児童手当法」とする。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十六条 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に係る特例)

第五条 平成二十二年四月一日に成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは、「子ども手当」と、同条中「含む」と、「受けているもの」とあるのは、「含む」と、「受けているもの」とあるのは、「受けているもの(同法第十條(同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。))の規定により児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付(以下

この条において「特例給付等」という。の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一條(同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。))の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第三十号)附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。と、「児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。))の支給要件」とあるのは、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第四條に規定する要件」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは、「子ども手当」と、「第七條第一項の」とあるのは、「第六條第一項の」と、「の認定」とあるのは、「」に対する認定の請求」と、「その認定」とあるのは、「その認定の請求」と、「第八條第二項(同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。))とあるのは、「第七條第二項」とする。

2 平成二十二年四月二日から平成二十三年三月三十一日までに成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三條の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは、「子ども手当」と、同条中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))とあるのは、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第三十号)第六條第一項」と、「受けているもの」とあるのは、「受けているもの(同法第九條の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十條の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の

立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九）

これが、この法律案を提出する理由である。

これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十二年三月五日印刷

平成二十二年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P